

令和7年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和8年2月26日（木）午後7時から午後8時10分

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：14名（欠席1名）

事務局出席者：6名（市民サービス課…湯浅課長、芝山係長、清水、山本
税務課…三鬼課長、濱田主任）

（事務局：湯浅）

皆さんこんばんは。

本日はご多忙のところ夜遅くにお集まりいただき誠にありがとうございます。
す。

少し早いですが、ただいまから令和7年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業
の運営に関する協議会を開催させていただきたいと思います。

【事務局紹介】

私は尾鷲市市民サービス課長の湯浅です。どうぞよろしく願いいたします。
す。

（以下省略）

それでは会議の方を進めさせていただきたいと思います。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席していただいております委員は15名中の14名でございます。
す。

本日の会議につきまして尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を
満たしていることをご報告申し上げます。

それでは本日の資料について確認をしていただきたいと思います。

まずお手元にあります事項書それから委員名簿、資料の1子ども・子育て支
援金制度について。資料2、子ども・子育て支援納付金分の新設、資料3、尾
鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて、資料4、令和8年度尾鷲

市国民健康保険事業特別会計予算案、20 ページと書いた資料を資料4の20 ページに差し替えしていただきたいのでよろしくお願いします。最後に資料5、高額医療制度の見直しについて、皆さんございますか。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するとなっておりますので、ここで議事の進行を塩津会長に代わらせていただきます。塩津会長、よろしくお願いします。

(会長)

皆様、改めましてこんばんは。お忙しい中ありがとうございます。

それではただいまより、私が議事の進行させていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、事項書に基づきまして会議を進めてまいります。まず初めに議事録署名委員さんの選出を行いたいと思います。

私の方からご指名することよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

それでは、濱地成郎委員と西田育美委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(濱地成郎委員、西田育美委員 はい)

それでは濱地委員と西田委員、よろしくお願いをいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

市長からの諮問事項であります。議題に1、子ども・子育て支援納付金に関する税率等について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：芝山)

それでは市民サービス課の方から、子ども・子育て支援制度の概要について説明し、具体的な子ども・子育て支援納付金の税率等につきましては、税務課よりご説明申し上げます。

資料1、子ども・子育て支援金制度をご覧ください。

子ども・子育て支援金制度は、子育てを家庭だけではなく、社会全体で支えることを目的に、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、令和8年度から医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を

保険加入者の皆様から徴収し、国に納付する制度です。

近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、国が令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定しました。

令和10年度までに総額3.6兆円規模の子ども・子育て支援の拡充を実施することが決まっております。

子ども・子育て支援納付金はそれを支える財源の一部となります。

この制度は国保加入者ではなく、他の保険に加入している方、後期高齢者医療制度、協会けんぽ等、全ての保険に入られている方も同じように徴収され、徴収されたお金は国に納付されることになっております。

保険加入者から集めた納付金は、こどもや子育て世帯向けの給付事業に使われます。

どのような事業に使われるか、次のページになりますが、まずは児童手当の拡充ということで、令和6年の10月からもう既に始まっております。

これまでの対象が中学生までのお子さんが対象でしたが、高校生までに拡大されております。第三子の手当額は月額1万5000円から3万円と金額も増額しております。

令和7年4月からは妊婦のための支援給付ということで、妊婦が妊婦届けを出したときには5万円、妊娠後期以降になるとまた5万円給付される制度も始まっております。

この4月からは、保育園に入っていない生後6ヶ月から3歳未満の子どもが柔軟に保育園に利用できるように、こども誰でも通園制度が始まります。

また10月からは、育児期間中の国民年金の保険料免除の事業も始まることになっております。

子ども・子育て支援制度の制度創設によって、これまでと比べて、子供1人当たり約146万円がプラスされて給付されることになり、子ども・子育て支援が手厚くなることとなります。

最後のページをご覧ください。

子ども・子育て支援金がどのように按分されて納付されるか、令和10年度で、子ども・子育て支援に必要な総額は約1.3兆円と試算されております。国の公費も入るのですが、医療保険制度を使って徴収される子ども・子育て支援金が主な財源となります。

まずは後期高齢者医療制度とそれ以外の医療制度と分けられ、そのうち高齢者医療制度は1,100億円、全体の8.3%、それ以外の保険の方が91%で、国保や協会けんぽ、共済組合などが負担することになります。

その内の国保は、23%の約3,000億円を全国の国保で負担することになります。これは令和8年度で試算しますと、三重県全体で約9億5,350万円、尾鷲

市分としては 961 万 350 円を国に納付する必要があります。
この納付金に係る税率については、税務課よりご説明申し上げます。

(税務課：三鬼課長)

それでは税務課の方から説明させていただきます。資料はお手元の資料 2 をご覧いただきたいと思えます。

市民サービス課からも説明がありましたように令和 6 年に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されております。

これに伴いまして子育て世代への支援拡充の目的として、全世代で費用を負担する、こちらの制度が今年 4 月 1 日から開始されます。

国民健康保険税は、現在、「医療給付費分」で「後期高齢者支援金分」で「介護納付金分」の 3 区分で構成されておりますが、令和 8 年度からこちらの「子ども・子育て支援納付金分」が新しく設けられ、計 4 区分となります。

今回の子ども・子育て支援納付金は、全ての医療保険者が被保険者から徴収し、国も納めるという形になることから、今回、この国の制度を開始することに伴って、尾鷲市国民健康保険税条例を改正するものでございます。

資料の中段の表をご覧ください。

子ども・子育て支援納付金に係る税率でございます。

こちらにつきましては、三重県より示された国の納付金額 961 万 350 円が県を通じ国に納付する額になるんですけども、こちらに対し標準保険税率、予想収納率をもとに設定した税率等が表の左側にある部分になります。

所得割、こちらは加入者の方の前年所得等に係る部分ですが、0.26%、

資産割、これが当該年度の固定資産税に係る部分ですが、2.20%

均等割、これは加入者 1 人当たりにかかる分ですが、1300 円となります。

なお、子ども・子育て支援納付金分は、18 歳未満のお子さんからは被保険者均等割を徴収しないとされておりますので、この部分の必要な額というのは、全ての 18 歳以上の被保険者の方に按分し徴収させていただくこととなります。

これを 18 歳以上均等割と申します。この額が 26 円となります。そして先ほどの均等割 1300 円と合算して徴収される形になります。

続きまして。一番下の平等割、こちらは 1 世帯当たりにかかる部分としまして、800 円となります。

これらを合計した額が、子ども・子育て支援納付金分の 1 年間の税額となります。

これらの税率等をもとに、本市の国保加入者 1 人当たりの子ども・子育て

納付金分を計算しましたところ、月額では平均約 305 円となります。

参考資料として、下段に、医療保険別の加入者 1 人当たりの支援金の平均月額を記載しております。

これは国、こども家庭庁の試算結果を抜粋した資料となります。

市町村国保の平均が 250 円、被用者保険、つまり会社員とか公務員などを対象する医療保険で 300 円、全制度平均が 250 円となっております。

本市の国保との差は、被用者保険等同じような額で、保険制度全体の平均では、月額 50 円ほどの差というふうになっております。

税務課からの説明は以上となります。

(会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からまた税務課から説明がありましたが、子ども・子育て支援納付金に係る税率等に対して、何かご質問、ご意見をお聞かせください。

どなたか何か。榎本委員、何かございませんか。

(榎本委員)

自分が収まる部分がこれぐらいだなということがよく理解しました。

(事務局：税務課三鬼課長) はい。

(会長)

他に何かご質問はないですか。澤田先生どうですか、何かご意見ないですか。

(澤田委員)

尾鷲市の国保加入者 1 人当たりの子ども・子育て支援納付金額は平均月額で約 305 円ということですが、どのぐらいのレンジで最低の人はいくらぐらい最高の人にどれぐらいとありますか。

(事務局：税務課三鬼課長)

先生おっしゃる部分としては、後ほどまた説明させていただければと思っておりますが、国が示している賦課限度額マックスの値はですね、3 万円となっております。この 3 万円に達する方の収入についても参考までに後ほど説明させていただければと思います。

出席の皆様方の中にも後期高齢の方もお見えになると思いますので、国保の審議とはずれてしまうのですが、参考までに申し上げますと、後期高齢者医療制度の保険料というのは尾鷲市ではなくて、三重県の後期高齢の広域連合というところで決まっております。

もう既に後期高齢者医療広域連合の議会の方では、概ね決定しているようですが、こちらの平均は約 200 円。先ほどの尾鷲市の国保では 305 円、約 300 円程度が後期高齢者医療制度では、お 1 人当たり細かい数字でいくと約 186 円というふうに試算されておると聞いております。

ただし後期高齢の計算、保険料の計算というのは、ここまで複雑ではなくって、所得と均等割、この二つで計算されることになっています。所得割と均等割ですね、所得割率は、国保では 0.26%のところの後期は 0.25%になると聞いております。

被用者均等割は 1370 円で、この二つで保険料が決定されますので、1 人当たりの平均は 186 円、200 円ほどになるというふうに聞いております。ご参考までに説明させていただきます。

(会長)

はい。ありがとうございます。他にどうぞ。

(畑中委員)

はい。すいません失礼します。

大体平均 305 円ということで、年間にすると大体 3660 円ほどになりますが、305 円ってというのは三重県の中でいくと、どのくらいのですか。多分各市町村によって違いますよね。平均どのくらいになるのですか。

(事務局：三鬼課長)

三重県内の状況が出てくるのが大体 1 年後ぐらいになるかなと思います。というのもこれから各市町村で、このように運協で審議していただいたあとに議会で決定されますので、徴収された結果の報告がまたあると思いますが、そのときに他の市町さんと尾鷲市との差がどれくらいあるのかわかってくるとは思います。

国保全体で試算した結果がこの資料にありますように全国平均で 250 円というところで月平均 50 円の差がでています。1 年にすると 600 円くらいの差が出てくると思います。県下の状況というのは今後 1 年やった後に各市町の差が明らかになってくると思いますが、そう大きく変わらないのかなというふうには思っています。

(会長)

ありがとうございます。

他に何かご意見ございませんでしょうか？よろしいでしょうか。

なければここで議案に対する採決を行いたいと思います。

議題「子ども・子育て支援納付金の税率等について」の賛成の方は、挙手をもってお願いをいたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

《挙手全員》

挙手全員でございます。

「子ども・子育て支援納付金の税率等について」については承認されました。

(会長)

それでは続きまして、議題2「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：三鬼課長)

引き続き税務課の方から説明させていただきます。

資料3になります「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」という資料の一つ目の項目からご説明させていただきます。

尾鷲市では、これまで賦課限度額の引き上げに伴う条例改正というものは、法令等、国の法令が決まってその改正があった1年遅れで実施しております。

令和7年度の税制改正が昨年4月1日に地方税法施行令等の一部改正というところで、変更になっております。医療給付費分および高齢後期高齢者支援金分の賦課限度額が引き上げられております。

このことから、1年後の令和8年4月1日から尾鷲市の条例上の賦課限度額を改正するというふうな内容となっております。

改正案の内容につきましては、医療給付費分は現行65万円から66万円の1万円、後期高齢者支援金分が24万人から26万円の2万円の計3万円の引き上げというふうな形になります。

参考までに、改正後の賦課限度額超過世帯数と人数、割合の見込みを記載させていただきますのでご参照いただきたいと思います。

ここまでの今回の条例改正案の内容となります。

次に、項目の2番目となります。

子ども・子育て支援金制度の創設に関連しまして、こちらの賦課限度額、先ほど澤田先生からのご質問いただきました部分となります。

今回新たに子ども・子育て支援金分という新しい項目できますのでこちらの賦課限度額が設定されることとなります。

前回の国保運協でも、今後のちょっと方針等を一度ご説明させていただきましたが、改めて詳しくご説明させていただきますと、今回の賦課限度額の徴収に対しまして、先ほど申しましたこの子ども・子育て支援金の納付金の法律上の賦課限度額は、ニュースでも流れたと思いますが、昨年12月末に既に8年度税制改正大綱が閣議決定されております。

その後、衆議院の解散総選挙が急にありまして今後の国会の動向が注目されておるところですが、3月末には政府の税制改正大綱に沿った内容で、地方税法等の改正が行われる予定となっております。

そこで、先ほどの説明にもございましたが、国民健康保険税の賦課限度額に伴う条例改正については、今まではこれまでは本市独自の慣例として、法令等の改正があったら後、1年後に実施してまいりましたが、今後もこの1年くらいで実施した場合ですね、今回新しくなる部分と慣例の部分といった法律の部分と、条例上の部分が混在する形になってしまいますので、今後は3月末の国の法律が決まったときに、それに合わせて条例も改正していきたいというふう　　に考えております。

このことにつきまして、県下の状況を確認させていただきました。

賦課限度額を1年遅れで実施している市町というのは、本市を含めまして県内4市町残すのみとなっております。それ以外の市町は、もう法律が決まったら当然法律条例という形になります。

本市以外の3市町の今後の動向を確認させていただきましたが、今後は3月末での政令の改正に合わせて改正する予定しておるところとそういう形で検討しているという回答をいただいております。

中段に令和8年度の政府の税制改正案の内容を記載させていただいております。

子ども・子育て支援金分の賦課限度額は先ほどもちょっと触れました。

子ども・子育て支援金分の賦課限度額は3万円に設定、その他は、医療給付費分が1万円の引き上げに抑えられております。

後期と介護分の引き上げというのは、据え置きというふうな形になっております。

参考資料としまして、税制改正関連の法案施行後の超過世帯数見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

こちらの表につきましては、令和7年12月末時点での状況をもとに、算

出した資料となっておりますので、子ども・子育て支援金部分はバー表記になっております。

項目1の賦課限度額の引き上げの超過世帯数の見込みのところですね。こちらと比較しますと、医療給付費分の世帯数が上の表では24世帯56人となっております部分が下の税制改正施行後、施行後では23世帯54人で、後期分と介護分はどちらも差がないことから、子ども・子育て分を除いて影響が見込まれる範囲としては、1世帯2人というふうな形となっております。説明は以上となります。

(会長)

はい。ありがとうございました。

それではただいま事務局から、「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」。何かご質問はございませんでしょうか。今の税務課長の方の説明でよくわかりました。

(事務局：税務課長)

先ほど澤田委員からご質問のあったマックスのレンジについて、補足させていただきますと子ども・子育て支援金分の賦課限度額3万円に達する方のケースをちょっと試算したのですが、所得が1,000万円の方で、固定資産税の年税額が5万円、例えば家族構成が夫婦で奥さんが専業主婦の2人世帯で子ども・子育て支援金分は29,300円で限度額に達してない。

その方の所得を1,043万円にするとやっと30,500円となります。

イメージとしてはそれくらいの所得の方がご負担限度額に達するということになります。

(会長)

はい、ありがとうございました。賦課限度額に達する方はかなりの高所得の方で、一般的にはそれほど影響がないと考えてよろしいですか。

(事務局)

そうです。法律の施行のときに合わせて限度額も変えていくというふうなことが本当は本来の姿でもあって、これまでは市民の方への周知等を考慮して1年遅れの対応をしてきましたが、全国的な傾向と県内の状況も確認したところ説明したような状況ですので、今後の方針としても、ご理解いただければというふうに考えております。

(会長)

ありがとうございました。何かご質問ございましたか。

それでは、この議案に関する採決をまた行いたいと思いますが、議題2「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」賛成をしていただける方は、挙手をもってお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

《挙手全員》

挙手全員であります。

議題2「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」は、承認をされました。

それでは続きまして、議題3「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算案」について、事務局の方から説明をよろしく申し上げます。

(事務局：芝山)

それでは、令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について説明させていただきます。資料4をご覧ください。

2ページ目を御覧ください。

歳入歳出の総額は、16億7,221万7,000円です。

今年度の予算は、前年度比でマイナス22.9%、4億9,860万4,000円の減額となっております。主な歳入は、加入者の皆様から納めていただく国民健康保険税が2億7,099万9,000円、県からの交付金、11億7,301万円などです。次に、主な歳出としましては、皆様の医療費などに対する保険給付費が11億4,560万8,000円、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が4億2,589万7,000円などです。

5ページをご覧ください。5ページからは歳入歳出それぞれのポイントについて説明します。円グラフは、5ページの歳入12ページの歳出ともに、各項目の今年度の予算額および全体に占める割合を記載しております。

また、右上においては、主だった項目の前年度との比較、前年度との差が発生したときの主な理由を記載しておりますのでご参照ください。

令和8年度の歳入予算のポイントといたしましては、大きく四つあります。ポイント一つ目としまして、国民健康保険税の減少です。

令和8年度は2億7,099万9,000円で、歳入全体の16.2%を占めております。令和7年度の当初予算と比較しますと774万5,000円の減少となっております。

ります。この現象は、団塊の世代の方々が後期高齢医療保険制度に移られたことや、人口の減少などの被保険者の減少が主な原因となっております。

二つ目のポイントは、子ども・子育て支援金の創設です。

先ほどの説明の繰り返しになりますが、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金の徴収が始まります。子ども・子育て支援金分として、新たに計約961万円を国民健康保険税として計上しております。

三つ目のポイント、県支出金、普通交付金の減少です。

令和8年度は11億4,550万円で、歳入全体の68.5%を占めております。

普通交付金とは、医療機関や国保、国保加入者の皆様に支払う医療費、保険給付費に対する県からの交付金のことです。保険給付費、普通交付金につきましては、納付金と同様、県から見込額が示されておりますので、その見込額をもとに、予算計上をしております。

令和7年度の当初予算と比較しますと、4億7,392万8,000円の減少となっております。歳入が減っていますが、同じように歳出の保険給付費も同程度の減少しております。

保険給付費の減少につきましては後ほど14ページで説明します。

次に、四つ目のポイント、財政調整基金繰入金の減少です。

令和2年度に税制改正を行いましたので、令和2年度3年度は財政調整基金を繰り取り崩すことなく、逆に積み立てができておりましたが、令和4年度からは、基金を一部取り崩さなければ予算が組めなくなっております。令和4年度は900万7,000円、令和5年度は3,183万4,000円とそれぞれの年の繰入金を記載しております。令和8年度は、県への納付金が減少したことなどから、基金繰入金の額は3,134万8,000円と昨年度7年度より減少しておりますが、基金が枯渇してしまいますと予算を組むことができなくなってしまう。以上が歳入の四つのポイントになります。

国保加入者の推移について記載をしております。

令和4年度からの推移を記載しておりますが、年間約200人程度減少しております。令和8年度の見込みは、三重県が試算した尾鷲市の国民健康保険の加入者数の見込みを示しております、3010人となっております。

減少の原因としましては人口の減少、少子化、団塊の世代の後期高齢者医療への移行などがありますが、加入者が減少することで、歳入だけでなく、歳出の保険給付費や納付金にも影響がでてきます。

続きまして歳出の方の説明に入らせていただきます。

12ページを御覧ください。

歳出総額は、歳入総額と同額の16億7,221万7,000円です。

令和8年度の歳出予算のポイントといたしましては、保険給付費の減少です。

令和8年度の保険給付費は、1億4,560万8,000円で、歳出全体の68.6%を占めております。保険給付費の大部分を占めるものは、療養給付費と高額療養費です。保険給付費の見込みにつきましては、県から示される普通交付金を参考に計上させていただいております。こちらの見込みがかなり減少しているということで国保会計全体の予算が昨年度と比べて小さくなっております。

特定健診の受診率に向けた取り組みについて記載をしております。

医療費抑制の観点から、国や県の指導が年々厳しくなっており、一定基準を満たさなければ減点対象となるような市への交付金の交付基準が新たに追加されるなど、特定健診の更なる受診率の向上に努めることは、必要な状況になっております。本市の状況としましては、委員の皆様や医療機関の先生方のご協力をいただいておりますが、受診率の高かった団塊の世代の方々が、後期高齢者医療に移行していくにつれ、受診率は減少傾向です。また県下比べても低いような状況を推移しております。

令和7年度までの実績についてです。なお、令和7年度についてはまだ受診率が算定されておられませんので、受診者数の速報値となります。左の図は、令和元年から令和6年度までの尾鷲市と三重県平均を比較した受診率になります。折れ線グラフの下の方が尾鷲市のグラフになります。令和元年では36.3%令和2年3年4年では42%前後を推移しまして、令和5年度は38.9%と減少し、令和6年度は41.2%と少し増加上昇しました。

令和7年度の速報値ですが、1月までの支払件数を昨年度と比較すると、50件ほど少ないような状況ですが、国保加入者の減少もありますので、昨年度並みの受診率になるのではないかと推測しております。

令和8年度の特定健診の受診勧奨の取り組みですが、昨年度同様、個別通知による受診勧奨を引き続き行っていきたいと考えております。8年度からの新しい取り組みとして、人間ドック受診者への助成金を予算として計上させていただいております。市の特定健診を受診せず、より詳細な検査ができる人間ドックを自費で実施受診している方に対して、人間ドックの結果を市民に提供してもらうことで、みなし健診としてカウントすることができることから、受診率向上に繋げることと、市民の健康意識・健康増進に繋げることがを目的に、お1人5,000円上限の助成し、予算としましては50人分25万円を計上しております。記載がないのですが、8年度は特定健診の受診が集中する11月下旬に、個別健診で特定健診の枠がいっぱいで受け入れなかった方を対象と集団検診を1回追加して行うことで調整しています。

最後に、国保財政調整基金について説明をさせていただきます。

資料に誤りがありましたので別で配らせていただいた資料をご覧ください。これまで説明してきましたポイントを含めまして、令和8年度の予算を

考えた結果、国保の貯金である財政調整基金は、令和3年度までは貯金することができましたが、4年度からは取り崩す必要がありまして、令和8年度は3,134万7,000円を取り崩し、財政調整基金としましては1億7,031万2,000円となります。財政状況は依然厳しい状況ですので、次期の税制改正に向けて8年度からは、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

以上簡単ではありますが、令和8年度の国民健康保険特別会計予算案の説明とさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明のありました「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について」、何かご意見とかございますか。

特定健診の受診率は低いのですか。

(事務局：芝山)

県下で比べると下から数える方が早く、6年度の実績でいきますと下から6番目、県下の平均よりも低いような状況です。

(会長)

かかりつけのいる方は、健診を受けていないという話を聞くので、そうではないので特定健診受けてくださいと説明しています。

以前委員していただいた川上さんがもっとPRする必要があると言っていました、やっぱり私達も広報していくほうがよいのでしょうかね。

(事務局：湯浅)

今ご質問いただいたことについてなんですけども、普段から医師会の先生方やいろんな方にご協力していただいて我々も受診率を上げる努力はしているのですが、会長おっしゃっていただいたように、普段からも病院に通っていてチェックしているので、健診は必要ではないという人は結構います。

特定健診って国保行政の担当している立場からしたら、あまりにも低いと交付金の減点対象になってしまい交付金の額が少なくなります。ここを上げていくと、逆に言うと尾鷲市は伸びしろしかない順位ですので、これがどんどん増えていくと交付金が増える、そうすると今後の税率改正の際に収入としての金額として計算できるので、尾鷲市としても頑張っていきたいところです。令和元年から集団検診に取り組んで受診率も上がってきていたのですが、ここ数年は減少傾向でしたが、なんとか県下平均、受診率50%までは持っていきたいと

思っています。

(会長)

以前は皆さんに協力してもらってよいとコストの抽選会でチラシ配った記憶もごございます。やはりそんなふうにする必要なのかなと思いますね。

特定健診でレントゲンを撮ってほしいという意見を聞きますが、レントゲンはとってもらえないですね。

(事務局：湯浅)

来年度から人間ドックの5000円助成もつけさせていただきますので、比較利用しやすくなるのかなと考えています。

(会長)

何かご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

その他に入らせていただきます。「高額療養費の見直しについて」、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局：山本)

資料5「高額療養費制度の見直しについて」の資料をご覧ください。

高額療養費制度ですが、令和8年と令和9年と2点ほど制度の見直しがあります。まず高額療養費制度とはですね、医療機関の自己負担額が高額になった場合、所得に応じた一定の限度額が設定されておりまして、それを超えた部分を公的医療保険が補助する制度となっております。

今回、国が改正を行うのですが、なぜ見直すのかと言いますと高齢化とあと医療の高度化で医療費全体が増大しておりまして、保険財政の負担が拡大しているというところがまず一つで、現行の制度は、年齢、所得区分で決められているんですけれども、所得区分をもうちょっと細かく定めまして、より収入の違いに応じたターンをしていただくというところが背景となっております。

一体どういった改正をしていくのかと言いますと、まず令和8年の8月からですね、これが第一段階で、月額自己負担額の引き上げが始まります。

月額上限額っていうところを見ていただきますと、現行ですと、所得区分200万からですね370万のところを見ていただきますと、5万7600円となっております。令和8年8月から6万1500円ということで若干上がっております。

その他も収入に応じて限度額も上げられる見直しが予定されております。

新たに、年間上限を導入することを予定しております。これまでは月ごとの限度額しかなかったところ、年間での負担額に上限を設ける年間上限が導入する方向としております。

なぜかと言いますと、単月ごとの限度額が引き上げられても、年間合計額の負担が過度にならないようにする仕組みですね。

主に長期で治療されている方や多数回該当されている方、それまでの軽減措置がある方は継続される見込みですし、年間上限が入ることによって、長期療養が必要な方に配慮して、一定の負担で抑えるという考え方が示されております。

続きまして、令和9年の8月からですが、先ほど申し上げたように所得区分の細分化となっております。所得に応じて負担区分を細かくすることで、より所得の状況に応じた負担をしてもらうしくみになります。

令和8年度、9年度に、年間上限導入することと所得に応じた負担区分を細かくすることというところで低所得者への配慮と長期療養者への配慮を考えているとのことでした。

一体こういったパターンが考えられるのかは、次の資料になりますが、代表的なところで年間上限が入った場合軽減される方、現行制度において自己負担額が大体7万円から8万円ぐらいの医療費が毎月かかっている方がおられると仮定しまして、所得区分が年収大体370万から510万円の人の場合ですと、現行制度では高額療養費まで届かないので、毎回高い金額を払う必要がありますが、年間上限額を設定されることで自己負担額が76.7万円から53万円で打ち止めになりまして、年間約23.7万円減少する試算となります。

このパターンでは負担は減るのですが、他パターンで言いますと、例えば短期で高額な医療費がかかった人、入院1回手術1回ですと。先ほどの表でいうと負担額が上がったところで払わないといけないので、高額となるのが1回だけ、2回だけとなると、限度額が上がったところの影響を受けますので、負担増になることもあります。

高額療養費制度の見直しは令和8年8月、令和9年8月からの第2段階で行われ、所得の細分化が国のほうから示されています。

今のところ、国からの正式な通知は届いていませんが、国からの通知が届きましたら、尾鷲市としても対応していくこととなります。説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局から説明のありました「高額療養費の見直しについて」何

かご質問ありましたらどうぞ。

最後のページ見ると、自己負担は少なくなったと考えてよろしいですか。

(事務局：山本)

このパターンですと、自己負担は減ります。

何回も高額な医療費が続いてる人だと年間上限で安くなるのですが、高額な医療費が1回2回だけだと年間上限には達せずに月額上限が上がった分の増える影響を受けて高くなり、月額限度額が上がった分の影響を受けます。

(会長)

ありがとうございました。何かご意見よろしいでしょうか。

事務局の方も何か他にもよろしいでしょうか。

それでは、本日はこれもちまして、令和7年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

どうぞ気をつけてお帰りください。